

認定制度のご案内

「徳島市CO2削減チャレンジ事業所」

令和8年度 新規認定事業所募集

CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながる活動に積極的にチャレンジする事業所を「徳島市CO₂削減チャレンジ事業所」として認定し、その活動を広く周知することで脱炭素社会の実現につなげ、将来を担う世代に元気な地球を残すことを目指します。

募集期間

申請開始

令和8年9月14日(月)

申請終了

令和8年10月23日(金)



対象事業所

徳島市内に所在する学校・企業・団体等。（支店、営業所等を含みます。）

認定期間

認定日から2年を経過した日の属する月の末日。

（認定期間満了後、継続して取組を行っていただける場合には、更新することができます。）

取組内容

温室効果ガスの排出削減につながる取組を幅広く対象とします。

（具体的な取組内容はチェックシートから選ぶことができます。）

申請～取組チャレンジの流れ

申 請

- ① 申請様式（申請書、宣言書、チェックシート）を市ホームページからダウンロードしてください。
- ② チェックシートに記載の取組項目から、取り組みたいものを評価点の合計が20点以上になるようにチェックしてください。
（チェックシートにない独自の取組は自由に追加記入してください。）
- ③ 取組内容を決定したら、申請書、宣言書を作成し、チェックシートとあわせて電子メール又は郵送で提出してください。



認 定

- ① 市が申請を受付・審査します。
- ② 適当と認められた場合、認定証を交付します。
- ③ 認定された事業所については、市ホームページ等で広く市民の皆様へ周知いたします。



取組チャレンジ・実績報告

- ① 宣言書に基づき、取組を実践してください。
- ② 年1回、取組状況を市に報告してください。

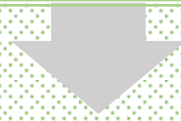


表 彰

温室効果ガスの排出削減に貢献した事業所を表彰し、市ホームページ等で公表します。

提出・問い合わせ先



〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市 環境部 環境保全課 TEL:088-621-5213

E-mail: kankyo_hozen@city-tokushima.i-tokushima.jp



徳島市トップページ→暮らし・手続き→環境・衛生→地球温暖化対策→

徳島市CO2削減チャレンジ→「徳島市CO2削減チャレンジ事業所」の募集について